

通知預金規定

1. (預入れの最低金額)

- (1) この預金の預入れは、1口10,000円以上とします。
- (2) 通帳式の場合、預入れのときは必ず通帳を持参してください。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2) この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。ただし、この預金の利率について別の定めをしたときはその定めによるものとします。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は1,000円とします。

4. (預金の解約)

- (1) この預金を解約するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。通帳式の場合は、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。通帳式の場合、解約は預金1口ごとに取扱います。その一部の解約はいたしません。

以 上